

農地台帳システム機器賃貸借仕様書

1. 業務の目的

本仕様書は、三浦市が現在使用している農地台帳システム、パソコン及び機器類を更新することを目的とする。

2. 契約期間

契約締結日から令和 13 年 7 月 31 日

3. 賃貸借期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日

4. 支払い

完成後毎月払い

5. 賃貸借物品

賃貸借物品の機器及びソフトウェアについては別紙のとおりとする。

6. 付帯作業

(1) ソフトウェアデータの移行

受注者は、既存の農地台帳システムに搭載されているデータ（農林水産省が実施した「平成 25 年度多面的機能・担い手調査事業のうち直接支払制度の設定に必要な基盤調査等委託業務」において作成した農地基本台帳データ）を漏れなく移行するものとする。発注者が抽出したデータの移行は受注者が行うものとする。

(2) 設備及び動作確認

発注者が指定する場所（原則現行環境と同一）に導入機器を設置すること、また、設置環境において、動作確認を実施すること。

なお、庁舎移転に伴い機器の設置個所が変更になる場合には、改めて動作確認を行うこと。

(3) 検証

受注者は新設環境において総合的な動作検証をすること。また、発注者により指示を受けた場合は、本仕様書の範囲において修正を行うものとする。

7. 保有資格

(1) JISQ15001：個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク）

(2) JISQ/ISO/IEC27001：情報セキュリティマネジメントシステム

(3) ISO9001：品質マネジメントシステム

8. その他

(1) 保証

保証については、製造メーカーに準ずるものとする。

ただし付帯作業に係る瑕疵については、三浦市と協議し、その提供者の責務にお

いて対処を講ずるものとする。

また、物件に関し、契約期間中継続して、発注者を被保険者として受注者の費用負担において、動産保険を付保すること。

(2) 機器の修理並びに返却

賃貸借期間満了後の機器の返却費用は受注者の負担とし本仕様書において設置した機器を撤去するものとする。

また、修理に伴い記憶装置を交換するまたは賃貸借期間の満了により物件を撤去する場合においては、記憶装置全体をNSA標準（米国国防総省NSA規格）による手法（同等以上の手法を含む。）で消去する。若しくは物理的に破壊することにより、情報を復元できない状態にすること。

(3) 情報の保全及び保護

ア 本件に関して直接又は間接的に知り得た一切の内容を契約期間のみならず、その終了後も第三者に漏らしてはならない。

イ 本件に係る個人情報を本件以外の用途への使用、第三者への提供並びに譲渡をしてはならない。

ウ 本件に係る個人情報を三浦市の許可なく複写・複製してはならない。許可を受けて複写したときは、本件における当該情報の利用後、三浦市の指示を受けた後、直ちに複写・複製した個人情報を消去し、再生・再利用ができない状態にしなければならない。

エ 個人情報の漏洩を防止するため、三浦市の許可なく、本件について関連企業を含む第三者に委託してはならない。

オ 本件に係る個人情報の授受に際しては、その方法を事前に提示し、三浦市の許可を得ること。

カ 本件に係る個人情報の保管及び管理については、個人情報の保護に関する法の本旨に従い、管理者の厳重な注意のもと、当該個人情報の消滅等の事故を防止しなければならない。また、作業従事者に対しても取り扱う情報の重要性を認識させ保管及び管理が厳格に行われるよう必要な措置を講ずること。

(4) 疑義の発生

本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに三浦市と協議し、承認を得ること。

機器等及びソフトウェアの仕様

1. 賃貸借物品

種 別	数 量	内 容
ノートパソコン	1 台	OS : Windows11 Pro (64bit) CPU : Core i5 以上 ストレージ : SSD256GB 以上 メモリ : 8GB 以上 ディスプレイ : 1920×1080(FHD) ソフトウェア : Microsoft Office 2024 Standard ドライブ : DVD スーパーマルチドライブ キーボード : JIS 配列キーボード (テンキー付き)
プリンター	1 台	A3 カラーLBP (LBP-862Ci 同等以上) パソコンとの接続ケーブル : 5.0m
周辺機器	1 台	マウス (光学式、USB 接続)
その他	一式	導入調整費 : システム納品設置作業費 ウィルス対策ソフト : Symantec Endpoint Protection (1 ライセンス+4 年更新)

2. ソフトウェアの仕様

- (1) 固定資産課税台帳及び住民基本台帳から抽出したデータを照合する機能を備えていること。照合でアンマッチとなったデータについては、全項目をリスト出力できること。
- (2) 固定資産課税台帳及び住民基本台帳から抽出したデータを照合し、マッチしたデータを当該システムに反映できること。なお、アンマッチとなったデータがあっても、三浦市が必要と判断したデータについては、同様に反映できること。
- (3) 全国農業会議所が整備する農地情報公開システムに対して情報提供するため、全国農業会議所が指定するフォーマットに対応した CSV ファイルの出力機能を備えていること。また、同機関が発出した「農地台帳における公表事務のガイドライン (平成 26 年 10 月 14 日付け)」にある別紙 2 「閲覧用農地台帳」及び別紙 3 「農地台帳記録事項要約書」が正常に印刷できること。
- (4) 当該システム上で管理するデータのバックアップができること。また、バックアップデータは CSV 形式などの電子データで作成できること。必要に応じて、バックアップデータを当該システムのデータに置き換え、復元できること。